

特殊肥料に係る届出をしましょう!

- 肥料は「肥料取締法」により、①普通肥料と②特殊肥料に大別されます。
- 特殊肥料を生産又は販売したい場合は、生産する事業所（市町村）を所管する農務事務所に届け出る必要があります。

- ①普通肥料：「化学肥料」などに代表される肥料
- ②特殊肥料：「たい肥」に代表される肥料
 - ・家畜ふん尿等を利用して生産する「たい肥」は、肥料取締法上の特殊肥料にあたります。
 - ・生産した「たい肥」を全量、自家消費する場合は届出は不要です。

◇特殊肥料の生産を始めるためには次のような手続き（書類の提出等）が必要です。

- 1) 肥料のサンプルを分析し、成分を明らかにする。
民間の分析機関でも肥料の分析は可能です。
県へ依頼（有料）する場合には県総合農業技術センター環境部（0551-28-2496）まで。
- 2) 必要な書類を用意する。

様式1	特殊肥料生産業者届	2部	} 県のホームページ内「農薬・肥料情報」からダウンロードできます (山梨県HP http://www.pref.yamanashi.jp/index.html)
様式2	生産工程	1部	
様式3	原料購入先	1部	
登記簿謄本または住民票		1部	
地図（生産場所、保管場所の案内図）		1部	
- 3) 生産する事業所(市町村)を所管する農務事務所へ各種書類を提出する。
中北農務事務所（0551-23-3077） 峡南農務事務所（055-240-4135）

◇肥料の販売を始めるためには次のような手続き（書類の提出等）が必要です。

1) 必要な書類を用意する。

様式1 販売業務開始届	2部	} 県のホームページ内「農薬・肥料情報」からダウンロードできます
販売する肥料の名称（様式自由）	1部	
登記簿謄本または住民票	1部	
地図（販売場所、保管場所の案内図）	1部	

2) 販売する事業所(市町村)を所管する農務事務所へ各種書類を提出する。

中北農務事務所（0551-23-3077） 峡南農務事務所（055-240-4135）

「たい肥」と「家畜の排せつ物」については、特殊肥料の品質基準に基づき、品質表示が必要です。下記の表示例を参考に、適正な品質表示を行いましょう

肥料取締法に基づく表示(例)	
肥料の名称	○○○○○○
肥料の種類	たい肥
届出をした都道府県	山梨県
表示社の氏名又は名称および住所	山梨県○○市○○町○○ □□-□□□ △△△△牧場 山梨 太郎
正味重量	20キログラム
生産年月 (原料)	平成○○年○○月 牛ふん、もみがら、わら類 (使用した原料の重い順に記載)
主要の成分の含有量等	(現物又は乾物あたりの別を記載) 窒素全量 (%) りん酸全量 (%) 加里全量 (%) 炭素窒素比 C/N比) (乾物表示の場合) 水分含有量 (%)

◇表示は、袋等の外部の見やすい場所に直接印刷するか、表示を記載した用紙を袋等からはがれないようにつけてください。

◇「たい肥」をバラで使用者（販売者）に引き渡す場合、表示事項を記載した用紙を相手に手渡してください